様式第１号(第５条関係)

　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

（申請者）

所在地

名称

代表者名

東大阪市省エネ設備更新事業補助金対象事業事前着手承認申請書

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないと承知しており、不交付決定となっても異議はありません。

記

１．申請年度

２．事業開始が遅れた場合に生じうる影響

３．補助対象経費が発生する日付

４．事前着手の内容

様式第２号(第５条関係)

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業対象事業事前着手

（承認・不承認）決定通知書

　東大阪市省エネ設備更新事業補助金対象事業事前着手承認申請について、下記のとおり（承認・不承認）を決定しましたので通知します。

記

１．（承認・不承認）の理由

様式第４号(第８条関係)

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金については、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

１．交付決定金額　　　　　　　　　　　　　円

　２．交付条件

・当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

・本補助金により取得した機械装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはならない。処分等を行った場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により当該処分財産に係る補助金額を上限として返金しなければならない。

・本補助金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

・本補助金に関する領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管すること。

・本補助事業終了後３年間、本市が行うフォローアップ調査に回答すること。

・東大阪市技術交流プラザ(<http://www.techplaza.city.higashiosaka.osaka.jp/index.html>)への登録を行い、事業者紹介ページの保有機械・設備の項目に導入した設備を掲載すること。

# 様式第５号(第８条関係)

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金不交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金については、次の理由により交付できないので通知します。

理由

# 様式第６号(第９条関係)

年月日

（宛先）東大阪市長

（届出者）

所在地

名称

代表者名

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付申請取下げ書

令和　年　月　日付けで申請した東大阪市省エネ設備更新事業補助金について、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規程に基づき、交付申請を取下げたいので届け出ます。

取下げの理由

# 様式第７号(第１０条関係)

　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

（申請者）

所在地

名称

代表者名

東大阪市省エネ設備更新事業補助金の変更承認申請書

令和　年　月　日付けで交付決定通知のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金について、下記のとおり申請内容を変更したいので、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１．補助対象事業の変更の内容

　　　＜変更前＞

　　　＜変更後＞

２．変更の理由

東大阪市省エネ設備更新事業補助金対象事業の変更申請にあたって、次に掲げる事項を確認しました。

☐ 変更後の補助金交付申請額は、初めに交付決定がなされた際の交付決定金額を上回ることはできません。

☐ 申請にあたって、本申請書と「（別紙）先端設備等導入計画変更に係る認定通知書」の写し、その他必要な書類を併せて提出します。

# 様式第８号(第１１条関係)

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金の変更承認通知書

　令和　年　月　日付けで申請のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金の変更承認申請書について、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

１．決定額

# 様式第１０号（第１３条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金確定通知書

令和　年　月　日付けで報告のあった東大阪市省エネ設備更新事業補助金については、東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額　　　　　　　　　　　　円

# 様式第１２号(第１６条関係)

　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

（申請者）

所在地

名称

代表者名

東大阪市省エネ設備更新事業補助金取得財産処分承認申請書

東大阪市省エネ設備更新事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請年度

２．処分の内容

①処分する財産名

②処分の内容（有償(金額)・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由

# 様式第１３号(第１６条関係)

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

東大阪市長

東大阪市省エネ設備更新事業補助金取得財産処分

（承認・不承認）決定通知書

東大阪市省エネ設備更新事業補助金財産処分承認申請について、下記のとおり（承認・不承認）を決定しましたので通知します。

記

１．（承認・不承認）の理由